

令和 7 年度
宇土市住宅リフォーム助成事業
助成事業申請の手引き



作成：宇土市商工観光課

目次

1. 概要.....	1 P
2. 受付期間及び受付方法.....	1 P
3. 助成対象者.....	1 P
4. 施工事業者.....	1 P
5. 対象工事.....	2 P
6. 補助対象工事.....	2 P
7. 商品券.....	3 P
8. 各手続きの流れ.....	4 P
9. 申請書等作成例.....	5 P～14 P
(図面について).....	7 P～8 P
10. 住宅リフォーム Q&A.....	15 P～18 P

概要

市民の居住環境の向上及び市内の商工業等の活性化を図るため、市民が自己の居住の目的に使用する住宅のリフォームを市内の施工業者によって行う場合に要した経費に対し、予算の範囲内において商品券を交付する事業です。

受付期間及び受付方法

5月19日(月)～9月30日(火) 平日8時30分～17時15分に限る。

※ 期限末日前であっても予定件数に到達した時点で締め切ります。

※ 受付開始後、随時受付を行います。先着順となりますのでご注意ください。

助成対象者

下記のいずれにも該当する必要があります。

- (1)本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2)自己所有の住宅に居住していること。
- (3)本人及び世帯員に市税・国民健康保険税、上下水道使用料・下水道受益者負担金・分担金、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅等使用料及び駐車場使用料、学校給食費の滞納がないこと。
- (4)他制度による補助金等を受けていないこと。
- (5)過去にこの助成事業交付を受けていないこと。

■宇土市ではリフォームに関連した補助金として、

- ①宇土市障害者等住宅改修費給付事業(福祉課または高齢者支援課)
- ②宇土市高齢者及び障害者住宅改造助成事業(高齢者支援課・福祉課)
- ③宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金(都市整備課) などがあります。

■熊本地震による被災者支援制度を受けている場合

宇土市熊本地震災害対策義援金、被災者生活再建支援金を受給された方も助成対象となります。また、災害救助法に基づく住宅の応急修理の工事が完了している方で、新たにリフォーム工事を行う場合も助成対象となります。

施工事業者

本市に、本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者に限ります。市から施工業者の紹介は行いません。また、一括して第三者に委託し、又は請け負わせた場合は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

対象工事

- (1)対象住宅のうち補助対象者が所有し、かつ、居住する部分の工事であること。
- (2)補助対象者が施工業者に依頼して行う工事であること。
- (3)申請のあった年度内に着工し、かつ、指定する期限内に確実に完了する工事であること。
- (4)下記の補助対象工事に該当すること。

補助対象工事

対象となる工事※対象工事と必須工事の合計額が30万円以上のもの(消費税別)

区 分	内 容
必須工事 (①～④の中から一つ以上)	① 木材利用促進(県産材を床、壁、天井等を使用) ② UD 化(段差解消、手すり設置、扉の取手をレバーハンドルに交換等) ③ 省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等) ④ 子育て支援等(子ども部屋の改修等)
外部工事	屋根の葺替、防水、塗装、その他の屋根工事
	外壁の張替、塗装、その他の外装工事
	雨樋の取替、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付、取替、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張替、その他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗替、その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替、襖の張替、その他の建具工事
	畳の入替、表替、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取替、その他の衛生設備工事
	給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置工事
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事
	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

非対象工事

区分	内 容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
建築設備工事	太陽光発電設備、太陽光温水器、給湯器(ボイラー等)、エコキュートの工事
機器等の更新のみ	エアコン、ガスコンロ、温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
その他工事	シロアリ駆除及び対策等に関する費用

商品券 ※現金での助成はありません

(1) 商品券は額面1,000円の単券形式です。

使用の際、1,000円未満の端数に対し、お釣りはありません。

(2) 商品券を利用できる店舗は、宇土市内の小売業・飲食業・美容業など、市内の登録事業所のみ使用が可能です。

(3) 商品券の有効期限(予定): 令和7年8月1日(金)～令和8年1月20日(火)

※ 期限を過ぎた商品券は使用できません。また、紛失や盗難等いかなる理由でも「再発行」はいたしませんので管理には十分ご注意ください。

(4) 商品券の金額

対象工事の総額(税抜)が30万円以上の工事で、その工事に要した経費の2割に相当する額(1,000円未満切り捨て)です。その額が25万円以上のときは25万円までとなります。

対象工事金額(税抜)	助成金額
30万円未満	対象外
30万円以上	対象工事総額(税抜)×20%の金額 (1,000円未満切り捨て) 6万円～上限25万円

各手続きの流れ

	申請者	市（商工観光課）	必要書類・注意事項
申請	①交付申請書の作成及び提出 ⑤交付決定通知受取 ⑥工事着工	②交付申請書 受付 ③書類審査 ④交付決定通知発送	〈必要書類〉 ・申請書 ・同意書 ・固定資産評価証明書（税務課で取得できます） ・位置図（自宅の地図） ・図面（平面図・立面図・展開図等） ・見積書 ・リフォームする箇所の写真（施工前） ※上記以外でも追加で書類提出をお願いする場合があります 〈注意事項〉 ・リフォーム工事に着工する前に申請をしてください ・書類審査には提出書類が完備後、3週間程度かかります ・施工業者との契約及び工事着工は交付決定後になります ・事前着工が判明した場合、助成対象外になります
↓	変更等がなければ⑦へ		
施工 (変更申請)	(1)変更申請書の作成及び提出 (5)変更決定通知受取	(2)変更申請書 受付 (3)書類審査 (4)変更決定通知発送	〈変更申請について〉 ・必須工事の変更 ・工事箇所の追加、変更、縮小 ・見積金額の変更 変更申請が必要です 〈必要書類〉 ・変更申請書 ・変更後の見積書 ・変更する箇所の図面（平面図・立面図・展開図等） ・変更する箇所の写真（施工前のもの）
↓			
完了	⑦工事完了 施工業者へ代金支払 ⑧実績報告書の作成及び提出 ⑫確定通知受取	⑨実績報告書 受付 ⑩書類審査 現地調査(適宜) ⑪確定通知発送	工事完了後14日以内か、令和7年12月26日のいずれか早い日に提出してください 〈必要書類〉 ・実績報告書 ・契約書の写し ・請求書の写し ・領収書の写し ・施工中及び施工後の写真（申請時に提出した施工前の写真と同じ場所・角度から撮影したもの）
↓			
受取	⑬請求 商品券受取 ⑮登録店舗にて使用	⑭商品券交付	確定通知受領後、商品券の受取りをお願いします 〈必要書類〉 ・請求書 ・身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど） ・委任状（リフォーム申請者以外が受取りをされる場合）

〈お問合せ先〉

宇土市役所 経済部 商工観光課 商工振興係 TEL：0964-27-3328

申請書等作成例

様式第1号(第6条関係)

令和 〇年 〇月 〇日

宇土市長 元松 茂樹 様

必ず連絡の取れる電話番号を
記入してください。

申請者 住 所 宇土市〇〇町〇〇番地
氏 名 宇土 太郎
0964-〇〇-〇〇〇〇

宇土市住宅リフォーム助成事業申請書

宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請

対象住宅	工事の名称	宇土太郎邸リフォーム工事		工事内容と必須工事を 記入してください。	
	工事の内容	浴室及び内装改修工事 必須工事:手摺設置			
	住宅の所在地	宇土市〇〇町〇〇番地(※申請番地と一致)			
	建築年月日	昭和55年5月5日(建築後33年)		わかる範囲で記入し てください。	
	工事の予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇年〇月〇〇日			
	施工業者	住 所 宇土市〇〇町〇〇番地 名 称 住宅リフォーム建設 代表者 〇〇〇 連絡先 0964-〇〇-〇〇〇〇			
対象工事見積額		300,000円(税込330,000円)			
添付書類		・固定資産評価証明書 ・住宅リフォーム費用の見積書 ・対象工事を明示した図面(位置図、平面図、立面図、展開図等) ・リフォーム工事を行う箇所の写真(2~3枚程度) ・市税等を滞納していないことを証明する書類又は宇土市補助金等交付規則に定める同意書 ・その他()			工事を行う箇所ごとに 施工前の写真を 添付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

御 見 積 書

宇土 太郎 様

宇土市○○町○○番地
住宅リフォーム建設
代表取締役 ○○ ○○
TEL 0964-22-○○○○

下記のとおり御見積り申し上げます。

1. 工事件名：宇土太郎様邸リフォーム工事

2. 工事概要：浴室及び内装改修工事

3. 工事場所：宇土市○○町○○番地

全て一式で統一せず具
体的な数量・単位を記入
してください。

内訳は具体的
に記入してくだ
さい。

単位：円

税込合計金額		¥○○○○○○○		消費税合計		¥○○○○○○○	
摘要		数量	単位	単価	金額	備考	
1. 床撤去							
既存床板撤去（下地板共）		80	m ²	○○	○○		
同上処分費		80	m ²	○○	○○		
2. 床板張り							
下地合板張り（t=12mm）		80	m ²	○○	○○		
ヒノキ縁甲板（t=15mm）		80	m ²	○○	○○		
3. 壁クロス貼り							
既存クロス撤去		60	m ²	○○	○○	必須工事は必ず記入 してください。	
壁クロス貼り		60	m ²	○○	○○		
4. 手すり取付け							
木製手すり取付（L=600）		2	箇所	○○	○○	※必須工事	
5. 浴槽改修							
既存浴槽撤去		1	式	○○	○○		
浴槽蓋設置		2	枚	○○	○○	※対象外工事	
6. 諸経費							
諸経費		1	式	○○		対象外工事は必ず記 入してください。	
合 計					○○		

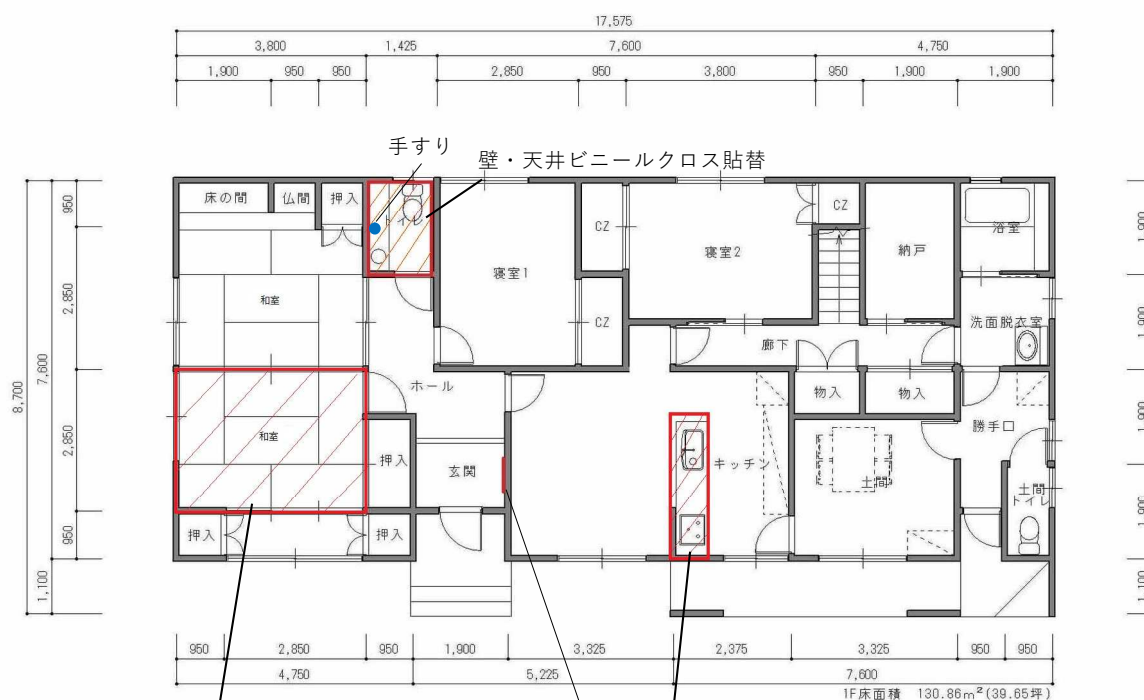
図面について

施工内容によって、提出する図面の種類は異なります。以下のよくある施工内容の例をご参考ください。

〈施工例1〉トイレ改修(壁・天井クロス張替え)、システムキッチン取替え、和室・畳からフローリング張りに変更、トイレ及び玄関に手すり設置(必須工事)

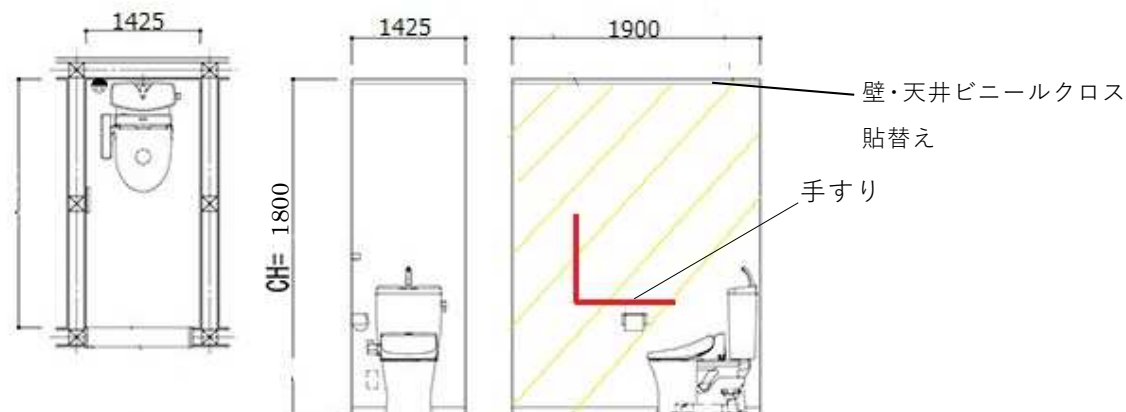
提出が必要な図面: 平面図、トイレの展開図、システムキッチンの商品図など

平面図



- ・リフォームする部屋や箇所を色ペンや斜線などで分かるように囲ってください。
- ・手すり設置する場所を図示し、工事内容を記入してください。

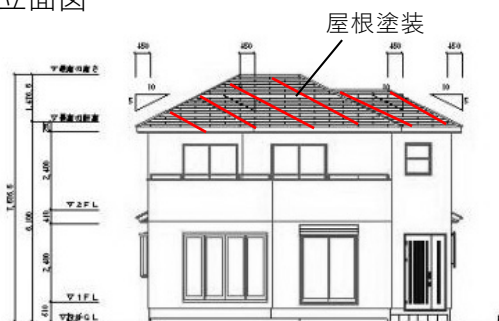
トイレ展開図



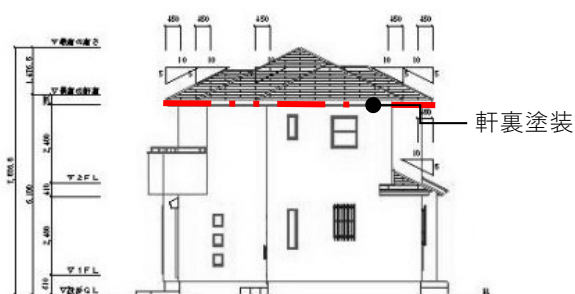
〈施工例2〉外壁及び屋根塗装、トイレ及び玄関に手すり設置(必須工事)

提出が必要な図面: 立面図、平面図 ※両図面ともに、寸法の記載が必要です

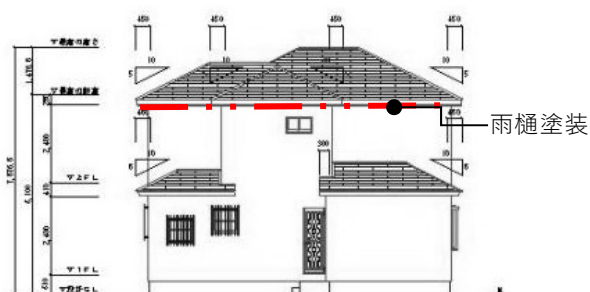
立面図



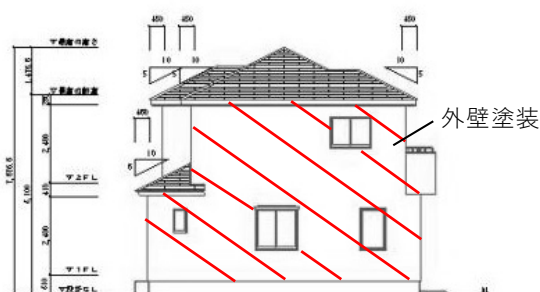
南側立面図 1/100



東側立面図 1/100



北側立面図 1/100



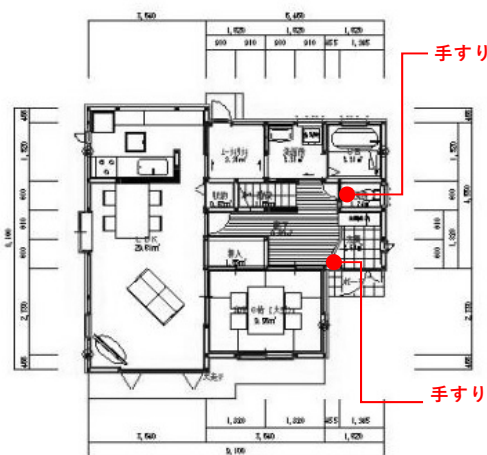
西側立面図 1/100

・場所により仕上げ内容が違う場合は工事内容を記入してください。

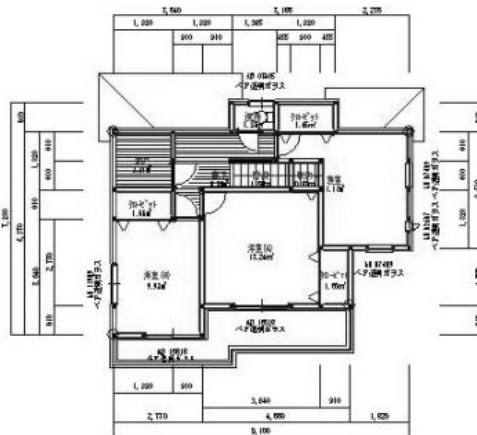
・塗装する箇所を色ペンや斜線などで分かるように示してください。

手すりを設置する場所を図示、工事内容を記入してください。

平面図



1階平面図 1/100



2階平面図 1/100

※書類審査完了後、助成事業交付決定通知書を申請者宛に郵送します。助成事業交付決定通知書が到着後、契約の締結及び工事に着工してください。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市住宅リフォーム助成事業交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市住宅リフォーム助成事業申請について、下記のとおり決定したので、宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 住宅の所在地 宇土市
- 3 商品券の交付予定額 円分
- 4 商品券交付時期 住宅リフォーム工事が完了し、商品券交付額確定後交付します。
- 5 交付の条件
 - (1) 工事の着工は、助成の決定通知後とします。
 - (2) 工事の内容を変更しようとする場合は、宇土市住宅リフォーム助成事業変更申請書を提出してください。
 - (3) 工事は、(4)の期限に間に合うよう完了してください。
 - (4) 実績報告書は、工事の完了の日から起算して14日以内又は決定通知のあった日の属する年度の12月28日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに提出してください。
 - (5) 市長が必要と認めるときは、書類等の検査又は住宅リフォーム工事の状況について、実地検査を受けてください。
 - (6) 宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱の規定に違反した場合は、助成の決定を取り消し、商品券の返還を求めます。

※交付決定を受けた後に申請内容の変更がある場合に使用する様式となります。交付決定後、工事内容を変更する場合本様式を提出してください。交付決定額より増額の変更は認められません。また、減額により税抜30万円未満の工事になった場合補助対象工事になりませんのでご注意ください。

様式第4号(第8条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

宇土市長 様

住所
申請者
氏名

宇土市住宅リフォーム助成事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で決定の通知を受けた住宅リフォーム助成事業について、工事内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称 宇土太郎邸リフォーム工事

申請書と同じ工事名となります。

2 変更の内容 ペアガラス設置枚数を変更

3 変更工事見積額 ○○○○○○円(税込○○○○○○円)

4 変更の理由

(例)断熱効果をより上げるためにペアガラス設置個所を1か所から3か所に変更したため

※添付書類 ・住宅リフォーム費用の見積書
・対象工事を明示した図面
・工事変更箇所の写真

※変更申請を受付承認後、申請者宛通知します。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市住宅リフォーム助成事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありましたこのことについて、次のとおり変更を承認しましたので、宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 工事の名称

2 住宅の所在地 宇土市

3 商品券の交付予定額 円分
(変更前 円分)

4 商品券交付時期 住宅リフォーム工事が完了し、商品券交付額確定後交付します。

※交付決定を受けた後に事業を中止する場合に使用する様式になります。交付決定後何らかの理由により工事を中止する場合に提出してください。なお、一旦中止届を受理された後は、再申請は出来ませんのでご注意ください。

様式第6号(第11条関係)

令和 ○年 ○月 ○日

宇土市長 様

住所
申請者 氏名

宇土市住宅リフォーム助成事業中止届

年 月 日付け 第 号で助成の決定の通知を受けた宇土市住宅リフォーム助成事業については、下記のとおり中止したいので届け出ます。

記

1 工事の名称 宇土太郎邸リフォーム工事

2 中止の理由

※工事が全て完了したら工事完了後14日以内か、令和7年12月26日のいずれか早い日
に実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

様式第7号(第12条関係)

令和 ○年 ○月 ○日

宇土市長 様

住所 宇土市○○町○○番地

申請者

氏名 宇土 太郎

宇土市住宅リフォーム助成事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で助成の決定の通知を受けた宇土市住宅リフォーム助成事業について、当該工事が完了しましたので関係書類を添えて報告します。

工事の名称	宇土太郎邸リフォーム工事	
住宅の所在地	宇土市○○町○○番地(※申請番地と一致)	
工事金額	300,000円(税込330,000円)	契約書で交わした工期(着工から完成まで)内の日付で記入してください。
完了年月日	令和○年○月○日	
施工者	住所 宇土市○○町○○番地 名称 住宅リフォーム建設 代表者 ○○○ 連絡先 0964-○○-○○○○	
添付書類	・住宅リフォーム工事の契約書の写し ・住宅リフォーム費用の明細書及び領収書の写し ・工事施工中及び施工後の写真 ・その他()	

申請時に提出した施工前の写真と同じ箇所の施工中と施工後の写真になります。図面、写真添付様式は任意の様式で構いません。

※ この報告書は、工事完了の日から起算して14日以内又は助成の決定があった日の属する年度の12月28日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに提出してください。

令和 ○年 ○月 ○日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所 宇土市○○町○○番地

氏名 宇土 太郎

印

必ず印鑑を押してください。

宇土市住宅リフォーム助成事業助成金請求書

宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 ○○○○○○ 円

※宇土市住宅リフォーム確定通知書(様式8号)を送付する際に、上記請求書を同封して送付します。確定通知書に記載されている助成額を記入し市商工観光課まで持参してください。商品券は上記請求書と引き換えになります。代理人が引き換えに来られる場合、委任状が必要になります。なお、本人・代理人問わず本人確認を行いますので、運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類を持参してください。

助成対象となる工事について

Q1-1 市内施工事業者とはどのような事業者ですか。

A 市内施工事業者とは、宇土市内(以下「市内」という。)に事業所を有する個人事業者又は市内に本店若しくは支店を置く法人事業者のことをいいます。会社だけでなく、大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

Q1-2 工事が終わっている、若しくは工事中のものは対象になりますか？

A 対象になりません。施工業者が工事に着手する前に、必ず市に申請書を提出頂き、交付決定を受ける必要があります。

Q1-3 システムキッチンの新設・取替えは対象となりますか。

A システムキッチンの新設・取替えについては、対象となります。

ただし、機器(IH クッキングヒーター・ガスコンロ・ビルトイン等)のみの購入・設置は対象となりません。

Q1-4 エアコンの購入・設置は助成の対象になりますか。

A 対象になりません。機器のみの購入・設置は対象となりません。

Q1-5 ベランダやバルコニー、ウッドデッキの新設・増設工事は対象になりますか。

A 住宅と一体となって設置するベランダ、バルコニー、ウッドデッキ(母屋に固定化されたもののみ)等は、助成の対象となります。

Q1-6 玄関スロープの工事は対象になりますか。

A 玄関ポーチ(壁から突き出たひさし)内の段差解消のためのスロープ工事は対象になります。

ただし、母屋に付属しない駐車場等のスロープ工事等は外構工事のため対象になりません。

Q1-7 工事に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか。

A 申請後、交付決定のあった日付以降に契約の締結を行い、工事に着工してください。

Q1-8 工事を行う業者は、建設業の登録や、何か資格を持っていないといけないのですか。

A 助成を受けるにあたって、建設業の登録や何かの資格が必要という訳ではありませんが、住宅関連の工事を専門に行っている事業所等、信頼のおける業者に依頼されることをお勧めします。

また、工事の規模によっては建設業の許可が必要な場合があります。

Q1-9 ガラスに遮光フィルムをつける工事は対象となりますか。

A 対象となります。

Q1-10 断熱または遮熱効果のある塗料の塗装は、必須工事の省エネルギー推進にあたりますか。

A 省エネルギーの推進効果があるものとし、必須工事として認めます。

Q1-11 ユニバーサルデザイン化の内容にはどのようなものがありますか。

A 段差の解消、手すりの設置、レバーハンドルへの交換、大きくて押しやすいスイッチへの交換などがございます。

Q1-12 リフォーム工事に完了期限はありますか。

A 令和7年12月26日(金)までに完了する工事が助成対象です。

2. 申請できる人について

Q2-1 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか。

A 申請できません。住宅の登記名義人が申請者となります。

Q2-2 住民票は申請する所在地ではないものの、実際に居住しているならば申請できますか。

A 本市の住民基本台帳に登録されていることが条件になります。住民票を異動していただければ申請できます。

Q2-3 宇土市外に住んでいますが、市内に所有している住宅について、申請できますか。

A 申請できません。宇土市民で、市内に住宅を所有し、居住している者であることが条件になります。

また、宇土市民でも、自分が住んでいない住宅について助成を受けることはできません。

3. 助成対象となる住宅について

Q3-1 賃貸アパートに住んでいますが、申請できますか。

A 申請できません。賃貸借契約による住宅は、助成の対象となりません。

Q3-2 同一棟の2世帯住宅(玄関等は別)の場合、助成は世帯ごとに1回ずつ受けられますか。

A 受けることはできません。同一住宅あたり1回限りです。

Q3-3 以前にも同一住宅でこの助成を受けたことがあります、再度、申請できますか。

A 申請できません。この助成事業の交付は、同一住宅につき1回限りです。過去に交付を受けたことがある場合、交付金額にかかわらず、再度申請することはできません。

4. 施工事業者について

Q4-1 市で施工事業者を紹介してくれますか。

A 紹介はできません。

お近くの施工事業者をはじめ、市内施工事業者の組合等にお尋ねください。

Q4-2 市外のハウスメーカーと契約し、市内の施工業者が下請けで工事を施工する場合は対象になりますか。

A 対象になりません。直接市内の施工事業者が請け負った工事が対象です。

5. 申請について

Q5-1 申請書等の様式は、どこで入手することができますか。

A 市ホームページからダウンロードすることができます。

また、商工観光課の窓口でも配布しています。

Q5-2 見積書には金額のみの記載で大丈夫ですか。

A 見積書には、あて名(申請者名)、施工事業者の名称、所在地があり、工事内容及び補助対象経費・対象外経費の内訳等が確認でき、設備機器等についてはメーカー・製品番号の記載があるものを提出してください(6P参照)。※書類に不備がある場合は、交付決定までの期間が長くなりますので、ご協力をお願いします。

Q5-3 申請書等への押印は必要ですか。

A 押印の必要はありません。

ただし、請求書(P14参照)には押印(シャチハタ不可)が必要です。印影が鮮明になるように押印してください。

Q5-4 添付する改修工事の図面はどの程度のものが必要ですか。

A 住宅全体のうち、どの部分をリフォームするのかが明確にわかるよう作成してください。

【具体例】

内装工事:すべての階の平面図

外装工事:4面すべての立面図

屋根工事:屋根の全体がわかる伏図

※併用住宅の場合は、居住部分と店舗部分の面積を確認する必要があるので、外装工事や屋根工事の場合でも、すべての階の平面図を併せて添付してください。

詳しくは、7P～8Pをご確認ください。

Q5-5 交付決定までどのくらいの期間がかかりますか。

A 申請から交付決定までは、書類等の審査があるため、3週間程度かかります。

Q5-6 申請書等は、郵送してもいいですか。

A 郵送・ファックスによる受付はできません。必ず窓口までお持ちください。

6. 変更・中止申請について

Q6-1 助成交付決定を受けたあと工事を開始しましたが、工事の途中で工事箇所を追加しました。変更の届出が必要ですか。

A 軽微な変更(見積金額の変更がない)でない限り、変更した時点で、変更申請をしなければなりません。「助成事業変更申請書」[様式第4号]に必要書類を添えて、速やかに提出してください。申請には変更後の見積書、工事箇所が分かる図面(平面図・立面図等)、施工前写真が必要です。

ただし、助成の額については当初の交付決定額からの増額はできませんのでご注意ください。

※内容に変更が生じた場合は、商工観光課に一度ご相談ください。

《変更申請が必要なとき》

○工事個所の追加、変更、縮小 ○工事内容の変更 ○見積金額の変更

Q6-2 交付決定を受けましたが、申請していた工事を「すべて中止」しようと思います。中止の届出が必要ですか。

A 交付決定のあった工事をすべて中止するときは、「助成事業中止届」〔様式第6号〕を提出する必要があります。

ただし、申請工事のうち一部を工事中止にする場合は、工事の変更となりますので「助成事業変更申請書」〔様式第4号〕の提出となります。

7. 実績報告について

Q7-1 実績報告書に提出期限はありますか。

A 実績報告書は、工事完了の日から起算して14日以内又は令和7年12月26日(金)のいずれか早い日までに提出してください。

8. 商品券について

Q8-1 商品券は、いつもらえますか。

A 実績報告書書類審査・しゅん工検査の完了後、交付確定通知書を2週間程度で送付します。それを商工観光課に本人もしくは代理人が持参し、商品券と交換することができます。

Q8-2 商品券は、代理人が受け取ってもよいか。

A 原則として、本人(申請者)受け取りになります。やむを得ない事情により代理人に依頼される場合は、委任状が必要になります。

なお、代理人の方も本人であることを確認しますので、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものを持参してください。

Q8-3 商品券に有効期限はありますか。

A 商品券は、発効日から令和8年1月20日(火)まで有効です。それ以降は使用できなくなりますので、お気を付けください。